



閉廷後の集会で壇上に並んだ原告と弁護団＝名古屋市中区の桜華会館

原告側「情報収集検証仕組みを」

大垣市の風力発電施設建設をめぐり大垣署が地元住民ら4人の個人情報を業者に提供したことなどの是非が争われた訴訟の控訴審が12日、名古屋高裁（長谷川恭弘裁判長）で結審した。原告側証人の憲法学者が「憲法で保障された集会・結社の自由を萎縮させかねない」と述べ、情報収集の違憲性を指摘した。判決は来る5月16日に言い渡される。

大垣署訴訟 控訴審が結審

公安警察の活動のあり方を問いかける異例の訴訟となつた。2022年2月の一審・岐阜地裁判決は、「情報提供について「プライバシーを意図的に供した態様が悪質」として違法と判断し、住民4人への国家賠償を命じた。一方で、情報収集の違法性は否定し、警察が保有する個人情報の抹消請求も却下した。

控訴審で、原告側は一審が退けたこれら2点についての違法性の立証に注力。この日は原告側が求めた南山大大学院の実原隆志教授（憲法）の証人尋問があり、実原教授は「警察の情

訴訟の目的や相当性が検討される仕組みが必要だ」と証言。それが検証できなければ現状は集会・結社の自由を脅かしかねないと批判した。

原告の住民も意見陳述。その一人、大垣市の船田伸子さんは、警察側が「今後の活動が困難になる」と指摘したために警察官の証人尋問が実現しなかったことを非難した。「気を病んで入院中」との誤った情報が業者側に提供されたとされる点に触れ、「提供した理由を知りたかった。私たちをばかにしている」と語った。

た。 討される仕組みが必要だ」と証言。それが検証できなければ現状は集会・結社の自由を脅かしかねないと批判し

岐阜新聞 2023年(令和5年)12月13日 水曜日

高裁で結 大垣市で風力発電施設建設に反対する住民の個人情報報を大垣署が収集、事業者側に伝えたのは違法だとして、住民4人が県に計440万円の損害賠償などを求めめた訴訟の控訴審は12日、名古屋高裁(長谷川恭弘裁判長)で結審した。判決は来年5月16日。

大垣署の住民情報提供訴訟 高裁で結審、5月判決

大垣市で風力発電施設建設に反対する住民の個人情報を大垣署が収集、事業者側に伝えたのは違法として、住民4人が県に計440万円の損害賠償などを求めた訴訟の控訴審は12日、名古屋高裁（長谷川恭弘裁判長）で結審した。判決は来年5月16日。

述し「市民社会の自由と民主主義を守るために、警察の情報収集は違法と判断し、必要性のない情報の抹消を命じてほしい」と訴えた。

一方、警察側は控訴審を通じて踏み込んだ説明をしないままだった。

（伊藤智童）

個人情報提供 控訴審が結審

岐阜県警、名高裁

16 日。

判決は、県警が住民の市民運動への参加歴や病歴などをシーテックに伝えたことを違法とし、県に220万円の支払いを命じた。一方で情報収集自体は合法とし、住民側が求めた個人情報の抹消は認めなかつた。

意見陳述で原告の船田伸子さん(66)は「個人の基本的権利を踏みにじつて情報収集を続けるのは、民主国家でも法治国家でもない」と訴えた。